

## 広陵町空家等の適正管理に関する条例（案） に対するパブリックコメントの結果について

広陵町空家等の適正管理に関する条例(案)に対するパブリックコメントを実施いたしましたところ、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

みなさんからいただいた意見と、それに対する町の考え方を次のとおり公表します。

1 募集期間 令和元年12月2日(月)から令和元年12月25日(水)

2 意見提出者数 2名

3 意見の総数 6件

### 4 意見及び意見に対する町の考え方

番号	意見箇所	意見	町の考え方
1	第6条 緊急措置	「徴収することができる」ではなく、「徴収するものとする」とすべき。	町としては原則として、要した費用は所有者等から徴収しますが、放置されている空き家の中には、所有者不明や不存在といったものがあることが予想されます。費用の回収の見込みがないものについて、徴収できないからと言って行政においても着手できず、結果的に住民等に危険が及ぶ事になってはいけません。このような事態に陥る可能性も考慮しております。
2	第8条 補助	助成するのはおかしい。所有者が管理するのはあたりまえ。	第3条で所有者等の責務として、適正な管理を行う事は規定しており、町においても、所有者等の責任において除却等を行うべきだと考えます。しかしながら、経済的な理由で実行できず二の足を踏んでいる所有者等もおられます。このような所有者等の背中を押してあげるのも行政の役割の一つであり、結果的に住民等の安全安心につながると考えます。 また、実際の補助運用の際には、様々な要件を付すことを考えています。

番号	意見箇所	意見	町の考え方
3	その他	平成30年3月に策定された広陵町空家等対策計画との関係や整理はされているのでしょうか？ この条例案を提出された経緯を入れられ、計画との関係、例えば、計画P31の5②の条例制定について検討の、具体化ですなど。	空家等対策計画でも示していますとおり、緊急安全措置のための根拠として、また、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完するものと考えています。 また、空家等対策計画では、特定空家等に対する措置として位置づけされていますが、特定空家等であるか否かに関わらず、特に危険性が高いと認められる空家等に対し、措置を講ずることができるとしています。
4	その他	本条例は、4月に施行予定とされていますが、流れ、手続き、スケジュールなどをお示しいただければ。 議会承認や、公示や、周知期間も必要なら、相当タイトですが。	本条例は3月議会に上程し、可決後所定の事務を経て施行の流れとなります。本来なら周知期間を設けるべきですが、本条例の性格上、住民等に不利益をもたらすものではなく、また生活安全に深く関わることであるため、4月施行予定としました。
5	その他	計画P26以下に書いてある、空家等の利活用について、活用計画(④) 管理だけでなく、利活用について、具体的に検討を進めていただければ 税や、リフォーム支援措置など、支援、助成の措置などを具体的にどのようにしていくのか  オーナーの意向によるところが大きいと思うが、中小企業の振興計画の中にも記載があり、今後の情勢等から地域サロンや高齢者、子供などの集会施設活用などもありうる。	現在利活用対策として、相談窓口の運営事業や、マイホーム借上げ制度説明会の開催、三世代ファミリー定住支援、木造住宅の耐震化、アスベスト調査費への支援制度など取り組みを進めています。今後も関係課や関係団体と協働して対策に取り組んでまいりたいと考えます。 また、除却等の支援につきましては本条例にも規定しておりますとおり、補助金の創設を検討いたします。
6	その他	このコメントに対する返答 ご検討いただき、返答いただけるのですね。公開で。	パブリックコメントの募集時に告知していただいたとおり、意見の概要の公表時、町の考え方についてもお示しいたします。

5 条例(案)の修正

なし